

刈谷市総合評価落札方式取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令第167条の10の2（昭和22年政令第16号）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象は、一般競争入札に付する工事の中から刈谷市業者選定審査会（以下「審査会」という。）が決定するものとする。

(刈谷市総合評価審査委員会)

第3条 総合評価落札方式を適切に実施するために、刈谷市総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 第4条に規定する落札者決定基準

(2) 第8条に規定する技術資料

3 委員は、行政委員及び学識委員で組織する。

4 行政委員は、企画財政部長、総務部長、建設部長、都市政策部長、都市公園部長及び水資源部長とする。

5 学識委員は、2名以上の学識経験を有する者とする。

6 学識委員が会議に出席できない場合は、会議の開催前に審査事項について意見を聴くものとする。

7 評価項目に施工計画に関する事項が含まれる場合は、必要に応じて、第2項に規定する審査は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会の審査をもって委員会の審査とすることができる。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が刈谷市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定める。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその

他の基準を定める。

- 3 落札者決定基準は、委員会において審査した上で、審査会に提出し、審査会において決定する。
- 4 前項に規定する審査において、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、学識委員に意見を聴くものとする。

(入札参加資格等の公告)

第5条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、地方自治法施行令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

(評価項目等)

第6条 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び企業の社会性、信頼性等から設定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

(評価の方法)

第7条 評価点は、入札参加資格を有している者に付与する点（以下「標準点」という。）に評価項目に対する提出資料（以下「技術資料」という。）を評価した点の合計（以下「加算点」という。）を加えた点とする。

- 2 標準点は100点とし、加算点の上限は40点とする。総合評価は、評価点を当該競争参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価点} = \text{標準点} (100 \text{点}) + \text{加算点} (\text{上限} 40 \text{点})$$

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格} \times 10,000,000$$

(技術資料の審査)

第8条 第4条第4項の規定により意見を聴く必要がある場合は、技術資料の審査は、委員会において行い、その審査結果を審査会に提出し、審査会において決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該総合評価落札方式による一般競争入札が特

別簡易型であるときは、委員会における技術資料の審査を省略できるものとする。

(低入札調査基準価格)

第9条 総合評価落札方式による入札を行った結果、第7条の規定により算出された数値の最も高い者が、刈谷市低入札価格調査取扱要領第4条に規定する調査基準価格を下回った場合は、同要領の規定により調査を行うものとする。

(落札者の決定)

第10条 入札参加資格を全て満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。